

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

**第 1 条** 当社は名工建設株式会社と称し、英文ではMEIKO CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。

(目 的)

**第 2 条** 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、軌道工事及びその設備工事の施工、監理並びに企画、設計、測量、コンサルティングの請負
2. 工所用資材の製造、販売及び賃貸
3. 住宅及び不動産の売買、交換、賃貸借、仲介並びに管理に関する事業
4. 倉庫業
5. 体育施設、文化施設、遊園地、ホテル、旅館の経営
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

**第 3 条** 当社は本店を名古屋市に置く。

(機 関)

**第 4 条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

**第 5 条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

**第 6 条** 当社の発行可能株式総数は、6,500 万株とする。

(単元株式数)

**第 7 条** 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第 8 条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

**第9条** 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

**第10条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

**第11条** 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

**第12条** 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

**第13条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

**第14条** 当社の株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議を以って、あらかじめ定められた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

**第15条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第16条** 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

**第17条** 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

**第18条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数、選任方法)

**第19条** 当社の取締役は、13名以内とし、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

**第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の決議の省略)

**第22条** 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

**第23条** 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

**第24条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

**第25条** 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数、選任方法)

**第26条** 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

**第27条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

**第28条** 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

**第29条** 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

**第30条** 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

**第31条** 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

**第32条** 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

**第33条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

**第34条** 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第35条** 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によつては定めず、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

**第36条** 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

**第37条** 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

- 1 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。